

議案第93号

おいらせ阿光坊古墳館条例の制定について

おいらせ阿光坊古墳館条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

おいらせ阿光坊古墳館の開館に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により古墳館の設置及び管理について、必要な事項を定めるため提案するものである。

おいらせ阿光坊古墳館条例

(設置)

第1条 国史跡阿光坊古墳群出土資料を適切に保存、管理及び展示し、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、おいらせ阿光坊古墳館（以下「古墳館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 古墳館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
おいらせ阿光坊古墳館	おいらせ町阿光坊107番地4

(古墳館の管理)

第3条 古墳館は、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 古墳館に館長、その他必要な職員を置くことができる。

(入館の拒否等)

第5条 教育委員会は、古墳館に入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を拒否し、現に行っている使用の中止を命じ、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱す者若しくは他の使用者の迷惑となり、又は公益を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 特定の政党、政治団体、宗教団体又はそれらに準ずる団体が主催する当該団体の宣伝のための事業又は営利を目的とした事業のために使用すると認められるとき
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- (4) 係員の指示に従わないとき

(5) その他管理上使用を不相当と認めるとき

(入館料)

第6条 古墳館に入館するときは、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。ただし、特別な資料を展示する場合の入館料は、教育委員会が別に定める。

2 前項に規定する入館料は、前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館料の減免)

第7条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により観覧できなくなったとき、その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(使用の申込み等)

第9条 古墳館の施設、附属設備及び器具等（以下「施設等」という。）を使用するときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 古墳館の施設等の使用料は別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、町納入通知書により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、公益上特に必要があると認められたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、古墳館の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第13条 古墳館の施設等及び資料を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はそれによって生じた損害の賠償をしなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 古墳館を効率的に運営するため、管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第168号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 入館料及び使用料の徴収並びに管理
- (2) 古墳館の施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、古墳館の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年3月10日から施行する。

別表第1（第6条関係）

入館料

区分	入館料	
個人	小学生・中学生	50円
	高校生・大学生	100円
	一般	200円
15人以上の団体 (1人につき)	小学生・中学生	30円
	高校生・大学生	70円
	一般	150円

備考

- (1) 未就学児童は無料とする。
- (2) 「高校生・大学生」とは、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び特別支援学校高等部に通学する生徒・学生をいう。

別表第2（第10条関係）

施設等使用料

設備、器具名	単位	使用料	備考
季節展示室	1日	1,000円	
歴史展示室	1時間	200円	
体験学習室	1時間	200円	
季節展示室冷暖房料	1時間	100円	
歴史展示室冷暖房料	1時間	100円	
体験学習室冷暖房料	1時間	100円	
プロジェクター（スクリーン含む）	1台／日	3,000円	
展示用パネル	1枚／日	200円	
展示ケース	1台／日	200円	

灯油窯	1台／日	3,000円	灯油代実費負担
電気炉	1台／日	3,000円	

備考 町外使用者の使用料は倍額とする。